

平成20年(ネ)第454号 損害賠償請求控訴事件

平成20年(ネ)第505号 損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人(附帯被控訴人) 橋下 徹

被控訴人(附帯控訴人) 今枝 仁 外3名

準 備 書 面

平成21年2月9日

広島高等裁判所 民事第4部 御中

被控訴人(附帯控訴人, 第一審原告)ら訴訟代理人

弁 護 士 島 方 時 夫

弁 護 士 兒 玉 浩 生

- 1 控訴理由書(1)及び(2)記載の控訴人の主張する控訴理由は, いずれも失当であるから, 直ちに控訴を棄却されたい。
- 2 控訴理由書(1)及び(2)の論旨は, 要するに, 控訴人の本件発言イ(「明らかに今回は, あの21人というか, あの安田っていう弁護士が中心になって, そういう主張を組み立てたとしか考えられない」)の趣旨に対する, 原判決

の事実認定，すなわち弁護団が虚偽の事実を創作した旨の発言であるとの事実認定について誤りであるとする。そして，本件発言イの真意は「当事者から出された事実や証拠に基づいて，…弁護士も依頼者の主張を，法論理的に構成する（＝組み立てる）」という意味であって，被控訴人ら弁護団の弁護活動は弁護士として当たり前のことを当たり前に評価したにすぎない，そしてまた，視聴者にとってもそのように理解されるべき内容である，との主張と解される。

しかしながら，この主張は，発言の解釈として控訴人独自の見解であって客観性がなく失当であるし，そもそも主張のような主観的意図で控訴人が発言したとは到底考えられない。具体的な反論は以下のとおりである。

- 3(1) 本件発言イ直前の宮崎哲弥氏らの発言との脈絡，及び，本件発言イの常識的な解釈によれば，原判決認定の通り，控訴人の発言は弁護団が虚偽の事実を創作したとの趣旨としか理解できない。

もし控訴人主張の意図で発言したのであれば，被告人の訴えを元に組み立てた，と説明しなければ真意が伝わるはずがない。

ましてや，控訴人は，「今回は…組み立てたとしか考えられない。」などと述べて，通常の刑事弁護活動と異なる活動をしたかのように述べているのである。

ここに虚偽の事実の創作の趣旨がないなどは到底解されない。

- (2) 仮に，控訴人主張の主観的意図で発言したのであれば，控訴人は，被控訴人らの弁護活動は控訴人から見ても批判されるべきものではないこととなる。ところが，控訴人は，弁護団が当然の弁護活動をしていたというにもかかわらず，この放送の中ではそのような説明を行わず，逆に懲戒請求を扇動したのである。自己矛盾というほかない。
- (3) そもそも，控訴人の当該主張は，時機に遅れた攻防方法である上，発言の主観的な意図の説明としても全く信用できない。すなわち，控訴人主張

のような意図で発言したのであれば、原審の、それも早い段階で当然に主張されているはずである。が、全くそのような主張はなかった。そればかりか、原審において、被控訴人らの「本件被告発言の当時、原告らに懲戒事由があると判断した根拠は後記の9項目であり、これらに尽きるという主張を理解してよいか」という求釈明（平成19年9月26日付・準備書面1）に対して、控訴人は、「そのように理解してもらって構わない。」と回答し（2007年9月27日付・被告準備書面（3））、被控訴人らは懲戒に値するとの主張をしてきた。控訴人が被控訴人らに懲戒事由があると判断した根拠の9項目のうち、少なくともないしは、被控訴人らの弁護活動そのものについて懲戒事由であると主張するものであった。原審における控訴人の主張と控訴理由書(1)及び(2)での主張は矛盾している。

- (4) 以上からすれば、控訴人の主張が失当であることは明らかである。
- (5) なお、控訴人は、控訴理由書(1)の4以下及び控訴理由書(2)において、光市母子殺人事件の上告審及び差戻審における弁護人らの言動等を大幅に引用し解釈を加えている。その意図は、みずからの主張である「弁護人と被告人の共同作業」による弁護団の主張の構成について、弁護団の活動から根拠付けようとしているものと思料される。

しかしながら、本件発言イが、客観的な解釈により虚偽の事実を創作したという趣旨と理解される以上、本件弁護団の活動内容において真実どのように主張を構成したか、という点の主張は、全く無意味である。

- 4 なお、控訴人は、本件放送におけるその他の発言の部分についても主張をしているが、判決理由と無関係である。そもそも反論の要を認めない。主張内容については全般的に否認ないし争う。
- 5 上記の本件発言イに関する控訴人の控訴理由中の主張によれば、被控訴人らの弁護活動は懲戒に値するものではなく、控訴人はそのことを承知してい

た。とすれば、被控訴人らの弁護活動の当否をテーマとしていた当該番組内において、被控訴人らに対する懲戒請求を扇動する発言をする必要性・妥当性は皆無である。

したがって、控訴人の本件発言ウないしオについて名誉毀損とは別個の不法行為にあるとした原判決に事実誤認はない。控訴理由書(3)の内容をみるまでもなく、主張は失当である。

以上